

○ 財務省告示第三百二十八号
平成二十八年十月十一日施行規則（平成十一年大蔵省告示第三百二十八号）

國庫短期財務証券（第六百三十七回）

行二令
条件等を次のとおり告示する。

の法律発行の名称及び記述

の法律発行の名称及び記述

四 発行方法
三 用振替法の適

二 一
行二令
条件等を次のとおり告示する。
平成二十八年十月十一日施行規則（平成十一年大蔵省告示第三百二十八号）

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。○へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」へ以下競争は受けけるもとの振替法」といふ。○へ限国るび価とれる。その規定

株式等の振替に関する法

も加、と行「といふ。○へ以下札わる。その規定

に者財同「といふ。○へ以下札わる。その規定

にご務時「といふ。○へ以下札わる。その規定

よと大に「といふ。○へ以下札わる。その規定

るに臣行「といふ。○へ以下札わる。その規定

發応がわ「といふ。○へ以下札わる。その規定

行募各れ及「といふ。○へ以下札わる。その規定

へ限國るび価とれる。その規定

以度債入価格競い入の規定

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	方 募
額 最	払	発	
低 行 争 非 者 特 国 入 価	込 行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国	入 価 法 入
額 入 価 ・ 別 債 札 格	入 価 ・ 別 債 札 格 行	入 価 ・ 別 債	札 格 決
面 札 格 第 参 市 発 競 金	札 格 第 参 市 発 競	札 格 第 参 市	發 競 定
金 發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場 行 争 額	發 競 I 加 場	行 争 の
を 千	円 三 十 三	額 七 額	込 募 各 当 も 各 価 一
五 万	千 二 兆	面 千 面	み 限 国 て の 申 格 国
万 円	二 万 千	金 万 金	の 度 債 る か 返 競 債
円 へ	百 千 八	額 円 額	応 額 市 。 ら み 競 市
た だ し と	四 七 百	で で	募 の 場 そ の 入 札 特
す る 省 令	十 百 二	三 三	額 範 特 の う 発 別
最 低 額	三 円 十	千 兆	を 囲 別 応 ち 發 行 參
の 改 面	億 一	二 千	割 内 参 募 応 「 加 行 參
正 金	二 百 六	百 七	り に 加 額 募 「 と 者
が 額	八 千 九	百 六	当 お 者 を 価 と い 。
	万 九	三 十 七	て い ご 順 格 う 第
	二 百 五	六 十 七	る て と 次 の 。
	千	二 億	。 各 の 割 高 I
		億	申 応 り い 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	十 九	十 一	九		
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入	価 發	替 單 位
込 期	札 參	所 支	金	還 入	価 ・	債 札	格 市	行 發	
日 加		払 額		期 札	格 第	參 競	市 競	行 價	
		限		發 競	I	加 場	行 爭	格 日	
平 成 二 十 八 年 十 月 十 一 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 額 本 面 銀 金 行 額 百 支 金 円 を と 、 九 九 年 年 に う 、 期 四 月 つ 。 そ が 月 き の 銀 百 翌 行 日 業 業 日 に	償 當 還 金 金 額 を 償 償 は 還 年 、 期 四 月 つ 。 そ が 月 き の 銀 百 翌 行 日 業 業 日 に	六 厘 面 金 以 額 上 百 百 円 そ れ に に ぞ つ ぞ れ き き れ き 百 百 円 応 募 十 十八 錢 錢	額 面 面 金 上 額 百 八 年 十 月 月 十一 一 日 十 八 錢	一 面 面 ・ 札 市 競 I 加 場 行 爭 格 日	額 記 債 市 競 價 格 日	一 額 ・ 債 札 格 行 發	額 記 債 札 格 行 發
平す額の振五あ 成るの記替万つ 二。整載法円た 数又のと場 倍は規す合 の記定る、 金録に。その 額はよの施 に、る施行 よ最振行 る低替の も額口日 の面座か と金簿ら									